

四日市市選管告示第50号

平成27年5月24日執行の桜財産区管理委員選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成27年5月19日

四日市市選挙管理委員会委員長 市橋 愛爾

四日市市桜町1399番地 四日市市桜地区市民センター

（選挙管理委員会事務局）